

令和8年度国営沖縄記念公園の公園施設に係るモニタリング支援業務委託
に係る企画提案募集要項

本件は次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続きであり、予算成立後に効力を生じる事業である。県議会において当初予算案が否決された場合は、契約を締結しない。

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和8年度国営沖縄記念公園の公園施設に係るモニタリング支援業務委託
- (2) 履行場所：沖縄県内
- (3) 業務内容：国営沖縄記念公園内施設（首里城及び水族館等）に係るモニタリングの支援を行う。仕様書参照。
- (4) 履行期間：契約締結日から令和9年3月31日まで
- (5) 契約限度額：16,612,200円（税込）
（内訳上限額：首里城7,447,000円、水族館等：9,165,200円）
- (6) 本業務は、受託者を特定する場合において、一定の条件をみたす者を公募により選定し、当該業務に係る実施方針、実施体制、企画提案等に関する提案書（以下「企画書」という。）の提出を求め、企画書の内容が業務の履行に最も適した者を受託者とするプロポーザル方式の業務である。

2. 応募資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。
- (2) 会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをした者にあつては更生計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者ではないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (4) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が、暴力団等の利益となる活動を行う団体ではないこと。
- (5) 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と企業経営の分析又は事業効果の分析等に関する業務を複数回受託した実績があること。
- (6) 本業務を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、仕様書に掲げる委託業務の内容を的確に実施できる能力を有すること。
- (7) 今回の委託に際して、主として本委託業務に従事する正副3名以上の担当者を割り当て、本委託業務に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 当該業務の見積額が契約限度額以内であること。

(9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。単独で応募する場合は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体で応募する場合は、共同企業体の代表は沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。

- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行う。
- ② 共同企業体を構成する全ての構成員が(1)～(4)の要件を満たす者であること。
- ③ 共同企業体を構成するどちらかの事業者が(5)の要件を満たす者であること。
- ④ 共同企業体を構成する事業者全体で(6)及び(7)の要件を満たす者であること。

3. 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：令和8年3月16日(月)

イ 提出書類：参加申込書【様式1】、会社概要【様式3】【様式3-2】、誓約書【様式6】

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)、FAX又はメール(受信確認を行ってください。)

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

(2) 企画書

ア 提出期限：令和8年3月19日(木) **正午**

イ 提出書類：企画提案応募申請書【様式2】
企画書(5の(2)を参照)

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、提出期限必着)。

エ 提出部数：企画書8部

(3) 質問事項について

質問事項がある場合は、質問票【様式5】をFAX又はメールで提出すること(受信確認必要)。質問への回答は沖縄県ホームページにも掲示します。

質問受付期間：公告の日から令和8年3月12日(木)まで

4. 企画書の特定に関する事項

(1) 企画書の内容

企画書は5(2)のとおり作成するものとし、A4版片面30頁以内(表紙含まず)とする。

(2) 受託者選定方法

企画提案者は当該業務受託に係る選定委員会にて企画書により説明15分程度及び質疑応答を10分程度行うものとする。応募者が3者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を3者選定するものとする。

5. 提出書類

(1) 企画提案応募申請書【様式2】

(2) 企画書(A4版縦横自由、片面30頁以内)

次の各項目の記述を必須とする。

ア 業務の実施内容

仕様書2(4)アの項目毎に記載すること。

- イ 業務の実施体制
- ウ 担当者の略歴書
- エ 業務スケジュール
- オ 見積

首里城、水族館等の施設毎に、次の内容で作成すること。

- ①直接人件費
- ②直接経費
- ③一般管理費
- ④消費税
- ⑤その他（上述の費目以外の必要な経費を随時追加）

※各種費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

カ 過去5年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）、地方公共団体又は公共的団体と企業経営の分析又は事業効果の分析等に関する業務を複数回受託した実績

- (3) 共同企業体協定書（共同企業体による応募の場合のみ）【様式4】

6. 企画提案選定委員会

- (1) 予 定 日：令和8年3月25日（水）（予定）
- (2) 実施方法：応募者によるプレゼンテーション
沖縄県土木建築部都市公園課において、第一次審査（適合審査）を行い、主に応募資格の確認等を行う。資格要件を満たしている場合、プレゼンテーション審査を行う。ただし、応募者が3者を超える場合は、書面による一次審査を行い、企画提案選定委員会への参加者を3者選定するものとする。
- (3) 審査結果の通知：令和8年4月1日（水）（予定） 応募者あて最上位者名を通知
- (4) 委託契約の締結時期：令和8年4月1日（水）（予定）

7. 選定及び審査基準

- (1) 選定方法
委託候補者の選定は次のとおり行います。
 - ①第一次審査（適合審査）
参加申込書及び企画書の提出後、沖縄県土木建築部都市公園課において、申請者の資格要件の適否審査を行います。資格を満たさない場合又は確認できない場合は、その時点で失格とします。
 - ②第二次審査（委員会による審査）
「国営沖縄記念公園の公園施設に係るモニタリング支援業務委託における企画提案選定委員会」（以下「委員会」という。）が、企画書及び応募者によるプレゼンテーションについて審査を行い、各委員が総合得点の高い方を上位として順位付けをした後、各委員の付けた順位をポイントとして置き換え、各委員のポイントを集計し、最もポイントの小さい方を委託候補者として選定します。
- (2) 審査基準

次の5項目全てを評価する総合評価方式により選考します。

※順位にかかわらず、100点満点中、50点未満の団体は選定しないものとする（出席委員の合計点の平均）。

①基本項目 配点…10点	(A)本業務の目的、条件、内容について理解しているか。 (B)これまでに類似業務の実績があるか。
②業務執行体制 配点…20点	(A)担当者に類似業務の実績があるか。 (B)担当者はモニタリング業務に関して広い知見をもっているか。 (C)人員配置は適当であり、担当者が当該業務の事案に迅速に対応できる体制となっているか。
③業務内容 配点…60点	各業務項目の実実施計画、実施内容は適正か。 (A)管理運営に係る実施状況確認 (B)モニタリングに係る指定管理者制度運用委員会の開催及び運営支援 (C)水族館の次期指定管理者の公募に向けた資料の作成支援
④業務スケジュール 配点…5点	準備期間の設定等、着実に実施できるようスケジュール設定されているか。
⑤経済的合理性 配点…5点	予算見積書は正確且つ透明性があり、経済的合理性が高いか。

8. その他

- (1) 企画提案に要する経費、企画選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画書など提出された書類等は返却しない。また、提出された参加申込書及び企画書は、選定以外に企画提案者に無断で使用しない。なお、提出された企画書は、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）に基づく公開請求の対象となる。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1事業者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。
- (5) 募集要項に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。
- (7) 契約を結ぼうとする者は、沖縄県財務規則第101条及び契約書の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (8) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、発注者の了解を得なければならない。
- (9) 現場条件の変更、天災等、受注者の責に帰さない事由により、企画書に影響を及ぼす場合は、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。
- (10) 参加資格の喪失

本公告に示した参加資格のない者の評価又は参加申込書、企画書及びその他提出書類に虚偽の記載をした者の評価は無効とするとともに、指名停止を行うことがある。

なお、企画提案者であっても、提案後、指名停止措置を受け受託者の決定時において指名停止期間中である者の評価も無効とする。

(11) 契約等の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

9. 提出、問い合わせ先

沖縄県土木建築部都市公園課 国営公園管理班 屋良

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 10階

TEL : 098-866-2035 FAX : 098-867-7875

e-mail : aa060208@pref.okinawa.lg.jp